

「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(局長通知) の改正について

平成 18 年 3 月 28 日
技 術 安 全 課

1 栽培実験指針の趣旨

農林水産技術会議事務局では、所管の独立行政法人が実施する遺伝子組換え作物の野外栽培実験について、国民の理解の下で円滑に実施する観点から、周辺栽培作物との交雑・混入防止や情報提供等を内容とする栽培実験指針を定め、独立行政法人を指導している。

2 今回の見直しの概要

栽培実験指針の活用状況や交雑に関する新たな科学的知見^(注1)をもとに、学識経験者等による検討会の検討結果等も踏まえ、以下の見直しを行い、3月8日に所管の独立行政法人等へ通知した。

- (1) イネについて、周辺の同種作物から隔離すべき距離を現在の 20m から 30m に変更
- (2) 現在の対象作物（8作物：イネ、ダイズ、トウモロコシ、西洋ナタネ、トマト、ワタ、アルファルファ、バレイショ）にテンサイ及びパパイヤを追加
- (3) 現在行っている栽培実験開始前の計画書の公表等に加え、農林水産技術会議事務局が、交雑防止措置等の実施状況を現地において確認することを追加

3 その他

実際に遺伝子組換え技術を活用した栽培実験を実施する場合は、生物多様性の確保を図るため、事前にカルタヘナ法^(注2)に基づき農林水産大臣及び環境大臣の承認を得ることとなっている。

.....
(注1) 新たな科学的知見：イネの交雑試験で、強い風が吹く条件下で出穂期が重なるようにした試験区において、極めて低い確率ではあるが、花粉源から 25.5 m 離れた地点で交雑粒を検出

(注2) カルタヘナ法：「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）

(参考1)

遺伝子組換え作物栽培実験指針の概要

農林水産技術会議事務局所管6研究独法あて
平成16年2月24日付農林水産技術会議事務局長通知

1 栽培実験の実施

(1) 栽培実験計画の策定

栽培実験の目的、概要、栽培実験区画の位置、交雑防止措置等

(2) 交雑防止措置

① 隔離距離による交雑防止措置

イネ、ダイズ、トウモロコシ、西洋ナタネについて隔離距離を設定

② 隔離距離によらない交雑防止措置

開花前の摘花、除雄又は袋かけ等

(3) 混入防止措置

栽培実験終了後の鋤込み、堆肥化、焼却等の処理を行う

2 栽培実験に係る情報提供

栽培開始の1ヶ月前までの計画書の公表、説明会の開催等

3 栽培実験に係る管理体制の整備

栽培実験責任者等の指名

4 その他

科学的知見の充実等を踏まえ、その内容を見直すことが適当である場合には適宜見直しを行う等

遺伝子組換え作物栽培実験指針 検討会委員

- 犬伏 由利子 消費科学連合会副会長
- 岡 三徳 農業環境技術研究所生物環境安全部長
- 鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会安全政策推進室長
- 吉川 肇子 慶應義塾大学商学部助教授
- 工藤 哲生 全国農業協同組合連合会営農総合対策部長
- 黒田 秧 農業・生物系特定産業技術研究機構作物研究所長
- ◎ 鈴木 昭憲 秋田県立大学学長
- 鈴木 正彦 青森県農林総合研究センター
グリーンバイオセンター所長
- 中島 皐介 日本大学生物資源科学部国際地域開発学科教授
- 中村 靖彦 農政ジャーナリスト、東京農業大学客員教授
- 西尾 剛 東北大学大学院農学研究科教授
- 日比 忠明 玉川大学学術研究所教授

(◎座長・○座長代理、五十音順、敬称略)

イネの隔離距離を20mから30mに変更する理由

イネについては、これまでの文献により花粉源から10m前後でほぼ交雑が生じない状態となっており、交雑が報告された最長距離は15mであったこと、米国の野外試験実施基準では約3mとされていること等から隔離距離を20mと設定していた。

しかしながら、平成16年度のイネの交雑試験で、強い風が吹く条件下で出穂期が重なるようにした試験区において、極めて低い確率ではあるが、花粉源から25.5mの地点で交雑粒を検出した。

この試験結果は様々な条件が重なった特殊な1事例とも考えられるが、国民の理解を得る観点からイネの隔離距離を見直すこととし、当初の隔離距離設定の考え方にならって、交雑が報告された最長距離の25.5mに若干の余裕をみて30mとすることとした。

対象作物にテンサイ及びパパイヤを追加する理由

交雑可能な同種栽培作物等を定める対象作物として、現在の8作物（イネ、ダイズ、トウモロコシ、西洋ナタネ、トマト、ワタ、アルファルファ、バレイショ）に加えて、カルタヘナ法に基づく申請状況を踏まえ、テンサイ、パパイヤを追加することとした。

(参考4)

写

17農会第1542号

平成18年3月8日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人 理事長 殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の一部改正について

遺伝子組換え作物を用いて行う栽培実験(以下「栽培実験」という。)については、国民理解の下で円滑に行われるよう「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知。以下「本指針」という。)を遵守の上実施するようお願いしているところです。

今般、新たな科学的知見等を基に、学識経験者等で構成される「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会(以下「検討会」という。)の検討結果等も踏まえ、本指針を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上関係者への周知徹底をお願いします。

なお、検討会において、栽培実験の実施に当たって、より一層国民の理解を得る観点から、

(1) 周辺同種栽培作物等とできる限り離すとともに、可能な場合は出穂期をずらす等の措置を組み合わせること

(2) 周辺住民等に適切に理解してもらえるよう説明会等の実施方法を工夫すること

という意見がありましたので、これらの点についても十分配慮の上栽培実験を行うようお願いいたします。

(注) この他、関係行政機関、団体等に対しても通知を発出。